

区民の声の公表（令和6年1月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
災害対策の徹底について	首都圏で大きな災害が発生した場合の自治体の備えについて、以下3点の対策をお願いします。 ①避難所となる小中学校全ての教室と体育館に冷暖房を設置すること及び、足腰の不自由な方も利用しやすい最新型のトイレに切替をお願いします。 ②避難所では必要とする全ての人に不足なく行き渡るよう子ども用おむつや生理用ナプキン、乳児用液体ミルクの十分な備蓄をお願いします。また安全性とプライバシーの確保された授乳室や小さな子どもとその母親が利用できる専用の部屋などの用意をお願いします。 ③感染症対策として避難所ではマスク着用を必須とし、マスクや消毒アルコール、大型空気清浄機などの備蓄・設置をお願いします。	①区立小中学校の冷暖房設備については、現時点でほぼすべての教室及び体育館に設置が完了しています。トイレについては、和便器の洋便器化や、老朽化したトイレの整備を順次進めています。 ②子ども用おむつや生理用ナプキン、乳児用ミルク等の物品は備蓄を行っていますが、数量や品目については、令和6年能登半島地震及び過去の災害時の事例等を踏まえて見直しを行うなど、引き続き対策を進めてまいります。また、避難者の安全性やプライバシーの確保について、避難所で使用するための間仕切りの備蓄を進めるなど、対策を進めています。 ③感染症対策について、区は避難所ごとにマスクや手指消毒剤等の備蓄をしています。加えて、避難所を運営する際のマニュアルにおいて、別冊「感染症対策テキスト」を作成しており、マスクの着用や消毒をはじめ、避難所における感染症対策が行われるよう取り組んでいます。大型空気清浄機の設置については、学校スペースや運用面の検討が必要ですので、今後の参考とさせていただきます。	危機管理部 災害対策課	TEL 03-5432-2262 FAX 03-5432-3014	令和6年1月4日	(区HP) 防災・災害対策
ペットボトルの回収頻度について	大きな不便は感じませんが、ペットボトルの回収頻度をもっと上げて欲しいです。 現状、ペットボトルと不燃ごみは隔週で2週に1度回収していますが、曆によっては最終週の回収が無く、ペットボトルが大量に溜まることになりま す。 できればペットボトルは週一に変えてほしいです。 私の場合、瓶と缶のごみは殆どなく、半年に1回出すか出さないかの頻度になります。ペットボトルと瓶、缶の日を入れ替えという形を提案したいです。 もちろん区全体のごみの量を考慮した上で構いませんが、ご検討をお願いできませんか？	区では、区内全域において、区民の皆様から排出いただいた資源・ごみを限られた予算や人員等を考慮し、可能な限り平等に収集できるように取り組んでおります。 ペットボトルについては、集積所での回収のほか、スーパーマーケットや小売店などの販売事業者による回収、および32か所の公共施設での拠点回収等、複数の集積所回収の代替となる方法を構築し、回収を補っています。 なお、ペットボトル回収を行っている公共施設や販売事業者の情報については、区のホームページにも掲載していますので、ご活用ください。 (資源回収を実施している販売事業者の情報・一覧について) https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/004/001/d00012055.html (資源回収を実施している公共施設の情報・一覧について) https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/004/001/d00190101.html (その他、世田谷区の資源・ごみの収集日、分別方法について) https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/004/002/d00201020.html	清掃・リサイクル部 事業課	TEL 03-6304-3267 FAX 03-6304-3341	令和6年1月4日	
下北沢エリアの路上喫煙について	下北沢周辺は路上喫煙に対する取り締まりは全く行っていないように見えていますが、今後取り組む予定はあるのでしょうか？ また、居酒屋をはじめとした多くの飲食店内で、基準を満たさない喫煙環境がある店舗が多くあると確認しています。法および都条例で定められている受動喫煙防止対策は、区では機能しないことを容認しているのでしょうか？	(路上喫煙対策について) 区では、屋外の公共の場所等での環境美化の促進及び迷惑防止のため、「世田谷区たばこルール」を定め、区内全域の道路、公園は喫煙禁止としております。たばこルールの実施にあたり、環境美化指導員による巡回や電柱巻看板の設置、路面標示シートの設置、区のおしらせ等による情報発信、地域の自治会・町会と協力したキャンペーンの実施などに取り組んでいます。 また、特にお困りの場所がございましたら、環境美化指導員による巡回を実施しますので、住所や施設の名称等をご連絡ください。 (受動喫煙防止対策について) 区では、飲食店などの施設における受動喫煙防止対策について、施設管理者が改正健康増進法および東京都受動喫煙防止条例に基づく対策をとれるよう、制度内容などについて区のホームページで広く周知しているほか、飲食店などの食品関係営業施設に対しては、制度内容などに関するリーフレットを個別配付し、啓発を進めています。 また、受動喫煙に関する個別のご相談に対応するため、世田谷区受動喫煙相談コールセンター(03-5432-2928※)を設置しています。区民等からの通報を受け付け、基準を満たしていない喫煙室を設置しているなど、法令違反が疑われる施設に対しては、委託事業者が電話または戸別訪問による事実確認・普及啓発・改善依頼等を行っています。法令違反が疑われる施設がありましたら、世田谷区受動喫煙相談コールセンターまでご連絡ください。 ※受付時間：平日の午前8時30分～正午、午後1時～5時15分	(路上喫煙対策について) 環境政策部 環境保全課 (受動喫煙防止対策について) 世田谷保健所 健康企画課	環境保全課 TEL 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981 健康企画課 TEL 03-5432-2354 FAX 03-5432-3022	令和6年1月4日	(区HP) 世田谷区内全域の道路・公園は禁煙です
図書館新システムの改善要望	図書館のシステムが新しいものに切り替わって、旧システムにあった下記の機能がなくなり、一部において利便性が下がりました。これらを復活してほしいです。また、もしこれらの機能が新システムにも装備されているのなら、その使用方法を教えてください。 ①旧システムではキーワードで資料を検索できた。新システムでは書籍名が判らなければ資料を探せず、不便。 ②旧システムには、書籍内容の概略説明の欄があった。新システムにも書籍分類的な説明があるが、簡素に過ぎて、借り出しするか否かの判断には役に立たない。 ③旧システムの新着一覧には在庫の有無が表示されていた。この情報もあつたほうが、借り出しするか否かの判断に便利。	新システムの機能についてお答えします ①キーワードによる資料検索ですが、新システムでは、検索キーを「件名」として検索すればキーワードが含まれる資料を検索できます。 ②書籍内容の概略説明についてですが、資料を選択した後に表示される資料詳細の画面で「抄録」というタブを選択することにより、資料の概略説明をご覧いただけます。なお、資料によって抄録の有無や長さが異なります。 ③新着一覧に在庫の有無が表示されない件についてですが、確認したところご指摘のとおり新システムでは表示をしていませんでした。早速見直しを行い、1月13日から表示するように対応しました。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	TEL 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436	令和6年1月12日	
避難所のテント、トイレについて	各避難所に、家族ごとに入れるプライベートテントなどの備蓄はありますか。テントおよび非常用トイレなど、備蓄数を教えてください。	プライベートテントについては、各避難所に敷き詰めることを想定し備蓄を進めており、令和7年度までに完了する予定です。備蓄場所については、各避難所の防災倉庫の広さに対し、必要となるテントの収納が難しいため、一部広域用防災倉庫に備蓄をしている状況です。また、トイレについては非常用トイレ(排便収納袋)を避難所ごとに3,000枚用意しているほか、マンホールトイレを各避難所に5基以上設置しています。	危機管理部 災害対策課	TEL 03-5432-2262 FAX 03-5432-3014	令和6年1月15日	(区HP) 防災・災害対策

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
災害時の対応・避難場所について	<p>災害対策基本法で、各自治体は人口の状況を勘案し、それに対処できる避難所を確保することが義務付けられていますが、区の案内を見る限り人口に対して避難所の収容人数が全く追いついておらず、この現状に対して危機・不安を感じています。</p> <p>①2019年の台風発生時にも問題となりましたが、避難所開設から早々に収容人員をオーバーすることとなり多くの方が身の危険を感じました。現在、このような状況を打破すべく、避難所の増設、防災等の対策で進んでいるものはありますか。また今後の対策として考えられているものはありますか。</p> <p>②ペット同行の避難について、世田谷区では「各避難所でペットを受け入れます。」と案内を出していますが、こちらは区で指定しているすべての避難所で受け入れ可能という認識で間違いないでしょうか。2019年の台風発生時には、避難指示が発令されたもののポータルサイトへのアクセスが集中し必要な情報を入手できず、ペット同伴での避難を断られている方もいらっしゃいました。もし、実態と相違があり、一部の避難所でしか受け入れができない場合は、対象の避難所をご教示いただけますか。また、合わせて詳細な情報をHPに反映するようお願いいたします。</p>	<p>①区では、災害時に区立小・中学校など95か所の指定避難所で避難者を収容しきれない場合を想定し、民間団体との協定締結により、区内大学等の施設を予備避難所として開設することとして、避難者を受け入れる体制の強化に取り組んでいます。一方、倒壊などの危険がなく自宅が安全な方については、在宅での避難生活を送っていただくことを周知・啓発し、避難所の過密化の解消に努めています。延焼防止については、火災の延焼を阻止する機能を果たす道路等の整備を都及び区で進めているほか、震災時に延焼被害のおそれがある木造住宅密集地域などにおいては、道路・公園等空間の確保のほか、防火性の高い建物とするよう規制を設けるなど、地域の特性に応じた取組みを進めています。木造住宅の耐震化については、地震による被害を低減するため、耐震診断や耐震改修等に対する支援を行っており、令和3年度からは、旧耐震木造住宅に対して耐震化助成制度のパンフレット等の戸別配布を実施し、普及啓発に努めています。区における住宅の耐震化率は、令和2年度末時点で93.4%です。</p> <p>②ペット同行避難については、基本的に全ての避難所でペットを受け入れる方針としていますが、ペットの受け入れは、各避難所の避難所運営委員会が検討を進めることとしていることから、委員会ごとに検討状況には差が生じている実態があります。区としましても、各避難所運営委員会の実情を踏まえ、各避難所の具体的な検討が進むよう、支援をまいります。また、防災ポータルサイト(https://setagaya-bousai.my.site.com)等を活用したペット同行避難に関する情報発信も検討するなど、避難環境の整備に努めてまいります。</p>	危機管理部 災害対策課	TEL 03-5432-2262 FAX 03-5432-3014	令和6年1月15日	(区HP) 防災・災害対策
子育て世帯への支援について	他区においては、子育て世帯全世帯に所得制限を設けずに一律の物価上昇分の5万円分の金券支援を行うとの報道がありますが、今後世田谷区においては同様の子育て支援を実施する予定はありますか？	<p>区は、これまで子育て世帯が安心して世田谷に住み続けられるよう、保育待機児対策や、世田谷版ネウボラの取組みなど、様々な子ども・子育て支援施策の充実を図ってきました。また、出産・子育て応援ギフトの開始、出産費助成の拡充、多子世帯への認可保育園等の保育料軽減の拡充など、経済的支援の充実にも取り組んでいるところです。</p> <p>他区と同様の施策については、現時点で実施の予定はありませんが、世田谷区においても、区立小・中学校の給食費の無償化をはじめ、子育てをする家庭の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境の整備を目指して様々な施策に尽力します。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後事業を展開する際に、参考にします。</p>	子ども・若者部 子ども家庭課	TEL 03-5432-2309 FAX 03-5432-3081	令和6年1月17日	
保育園での性的暴行について	他区での認可保育園での性的暴行の事件を受けて、世田谷区でも対策や指導をお願いしたいです。保育園への監視カメラの設置や、保育士が1名体制にならない体制作りなどの指導や改善をお願いしたいです。子を通わせている保育園において、上記のような対策がされておらず、事件が起こらないよう対策が必須と思われる。安心して子どもを預け、働ける環境作りの徹底を求めます。	<p>他区での事件を受けて、区としても事の重大性をしっかりと受け止めております。区では現在、過去に区内、他自治体で起こった様々な不適切保育の事例を検証し、予防及び再発防止への取組みを進めております。</p> <p>わいせつ行為の防止につきましては、5年度、小児性愛障害・小児性加害についての研修を区内保育施設の施設長を対象として実施し、その中で特性の理解だけでなく、1対1の体制を取らないための職員間の声かけの大切さや職員の「気づきの感度」を高めることの重要性を伝えております。6年度も保育園職員向けの研修計画を立てており、今後も継続して実施していきます。また、保育園での健康教育(プライベートゾーン等)の重要性につきましても、機会を捉えて各保育施設に伝えております。</p> <p>今回の他区での事件を受けて、区では改めて各保育施設に対して、保育中に保育士等が子どもと1対1にならない保育体制の徹底や保育室内の死角を作らない環境構成について注意喚起をするとともに、保育室内の防犯カメラの設置がまだの園には将来的な検討もお願いしたところです。区では保育園園長経験者等による「保育サポート訪問」を各施設に実施しており、上記内容の確認を今後も継続的に行っていきます。</p>	子ども・若者部 保育課	TEL 03-5432-2319 FAX 03-5432-3018	令和6年1月17日	
带状疱疹ワクチン助成について	带状疱疹の世田谷区の生ワクチン助成が東京都が発表している金額より1000円低い4000円となっています。なぜでしょうか？隣区では生ワクチンの助成額は東京都発表と同じ5000円です。	带状疱疹ワクチンは高齢者インフルエンザ等とは異なり、区の独自事業であることから、助成金額は自治体により異なります。区の助成金額につきましては、引き続き、都内の助成状況を踏まえ、総合的に検討して参ります。	世田谷保健所 感染症対策課	世田谷区予防接種コールセンター TEL 03-5432-2437 FAX 03-5432-3022	令和6年1月22日	(区HP) 带状疱疹予防接種の費用助成について
「インクルーシブ教育ガイドライン」作成委員会での話し合いを傍聴して	教育委員会で「インクルーシブ教育ガイドライン」を作成するに当たって委員会の話を第4と第5回を傍聴させていただきました。作成委員会のメンバーですが、なぜ当事者や保護者が参加していないのでしょうか？国連障害者権利委員会の合い言葉は「私たち抜きで私たちのことを決めないで」です。また、インクルーシブ教育を研究している方、推進するために尽力されているような方が参加していません。これでは、インクルーシブ教育を実現できるガイドラインは作成できません。分離教育を肯定する様な文言は入れないでください。出された意見や提案された内容は、「学校が望む理想なこどもの姿に全ての子を矯正する」と聞こえます。インクルーシブ教育は子どもを矯正するものではありません。公教育の中で全ての子が安心して学べる環境を大人達が作り、必要に応じて個々に合理的配慮を提供することです。ぜひ、誰のために、何を目標に、どう改革するのかを見据えての世田谷区のオリジナルティーあふれるインクルーシブ教育ガイドラインにしてください。	<p>インクルーシブ教育のより一層の推進にあたっては、教育総合センターをインクルーシブ教育の推進の拠点として位置付けるとともに、障害福祉部の「せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー(令和6年度～令和8年度)」の重点取組みに「インクルーシブ教育推進に向けた土台づくり」「医療的ケア児(者)の支援」が掲げられていることから、障害福祉部とインクルーシブ教育に対する考えを共有し、組織横断的に連携して取り組む必要があります。</p> <p>このことから、学識経験者や区内の都立特別支援学校校長、区立小・中学校校長及び特別支援コーディネーター、区関係所管の管理職から構成するインクルーシブ教育ガイドライン作成委員会を設置し、検討を進めているところです。また、作成委員会等での議論や意見をふまえ、委員会の構成メンバーでない区関係者からの施策の説明や、他自治体の資料を配布するなどし、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが共に学び、共に育つことについて、幅広く検討するようにしております。</p> <p>インクルーシブ教育ガイドライン策定に向けた検討の進捗状況にもよりますが、令和6年度中に区民意見募集として、当事者である障害のある児童・生徒やその保護者様のご意見も伺い、その内容を委員会にて協議の上、反映させていきたいと考えております。</p> <p>また、インクルーシブ教育に関するガイドラインの策定とともに、インクルーシブ教育の推進の土台となる相談支援体制の充実にも取り組むほか、学校管理職を含む教職員を対象とした研修の実施も予定しています。区として共通理解を深め、全ての子どもたちにとって、学校がよりよい学びの場となるように、インクルーシブ教育を推進していきます。</p>	(学校経営の支援及び改善に関すること) 学校教育部 教育指導課 (特別支援教育の推進に関すること) 教育総合センター 支援教育課	教育指導課 TEL 03-5432-2706 FAX 03-5432-3041 支援教育課 TEL 03-6453-1512 FAX 03-6453-1534	令和6年1月24日	(区HP) せたがやインクルーシブ教育

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
世田谷区の保活対応について	<p>今、X(旧Twitter)にて4月保育園入園に9園申し込みをしたけど落ちたという悲しみの声が上がっており、「世田谷区」がトレンド入りしている状況はご存じですか。</p> <p>保活を経験した身としてこの状況が10年後、20年後も続くと思うとなんとかして変えられないかと思っています。</p> <p>世田谷区も、昔に比べたら、情報公開し保活がしやすくなっているのだと思いますが、窓口対応にて、例えば「昨年のフルタイム共働きのボーダーラインは15園でした」というような、参考になるような園数を伝えていただけるような、マニュアル対応にさせていただくことは難しいのでしょうか。やはり、そういった情報が有無で保活の身の入れ方は変わりますし、それで落ちたなら仕方ないと思えます。もちろん自分で情報を取りに行くことは前提として必要ですが、それでは毎年こういった声がSNSで上がることは変わらず、そのたびに急ぎの相談が来たり、毎年話題になったりと、余計に対応することも出てくるように思います。ぜひ前向きに検討してください。</p>	<p>世田谷区では認可保育園等の入園申込みに関して、お住いの地域を管轄する子ども家庭支援課窓口で相談に応じています。入園申込書の記入の仕方や必要書類について説明するとともに、希望園を選択するうえでも園ごとの入園可能数や前年度の傾向を参考にご案内しますが、年ごとに状況は変化しますので、実際に通うことを考慮して選択していただくよう保護者に寄り添った対応を心がけています。</p> <p>なお、例年4月に入園した児童の選考指数の分布については、「保育の統計資料」として9月に区のホームページで公開しています。ただし、園ごとに選考指数を公表することで個人の指数が特定されてしまう恐れもあるため、地区別あるいはクラス年齢別の分布としています。今後も開示できる範囲内で情報提供します。</p>	子ども・若者部 保育認定・調整課	TEL 03-5432-1200 FAX 03-5432-1506	令和6年1月25日	
インフルエンザワクチンの助成金について	<p>1月に1歳になった子連れて、インフルエンザワクチンを接種しに行きました。すると、1歳から助成金が出るはずが、「1月生まれのお子様は対象外です」と言われてしまいました。これはなぜですか？納得できる理由の説明を求めます。</p> <p>また、この先も子ども関連の助成金において、早生まれの子が対象外となるような制度はありますか？</p>	<p>小児のインフルエンザワクチンは、任意の予防接種であることから、費用助成の有無や助成対象の条件は自治体によって異なります。</p> <p>製薬会社によっては1歳未満を対象外としているワクチンもあるため、世田谷区では1歳以上のお子様を対象としています。</p> <p>しかし、令和5年1月1日～1月31日生まれを1歳になるにも関わらず助成の対象外としている理由については、ワクチン接種は流行の時期を踏まえると遅くとも12月中旬までに接種することや、子どもが十分な免疫を得るためには接種間隔は4週間空けて2回接種することが望ましいとされているため、12月生まれまでを対象としています。</p> <p>なお、この先の予防接種事業において早生まれのお子様を対象外となる制度はありません。</p>	世田谷保健所 感染症対策課	世田谷区予防接種コールセンター TEL 03-5432-2437 FAX 03-5432-3022	令和6年1月26日	